

# 国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会規程

平成16年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学放射線安全管理規程（平成16年規程第103号）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

## (審議事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その実施に関し適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 放射線障害の発生を防止するため、施設及び設備等の改善に関すること。
- (2) 放射性同位元素等の管理に関すること。
- (3) 管理区域の設定に関すること。
- (4) 放射線業務従事者等の登録に関すること。
- (5) 放射線業務従事者等の教育訓練及び健康管理に関すること。
- (6) 放射線安全管理規程に関すること。
- (7) その他放射線障害の発生の防止に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究マネジメント機構研究支援センターR I 管理部門長（以下「部門長」という。）
  - (2) 医学部附属病院放射線部長
  - (3) 各学部から選出された教授 各1人
  - (4) 医学部附属病院診療科の科長又は副科長 1人
  - (5) 放射線取扱主任者 2人
  - (6) 放射線管理室長 2人
  - (7) 国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）に規定されている且野原地区及び挾間地区産業医 各1人
  - (8) 医学部附属病院放射線部技師長
  - (9) 医学・病院事務部長
  - (10) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員は、各学部教授会の議を経て、学長が任命する。
- 3 第1項第4号の委員は、病院運営委員会の議を経て、学長が任命する。
- 4 第1項第5号及び第6号の委員は、研究マネジメント機構長及び医学部附属病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

## (任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

## (放射線障害予防部会)

第7条 委員会に、第2条の各号に規定する事項を調査・検討するため研究マネジメント機構放射線障害予防部会（以下「部会」という。）及び医学部附属病院予防部会（以下「病院部会」という）を置く。

2 第3条第1項第1号から第6号、第8号及び第9号に規定する委員は、その所属又は主担当に応じ、部会又は病院部会の構成員（以下「部会員」という。）となる。

3 部会に部会長を置き、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

4 病院部会に部会長を置き、第3条第1項第2号に規定する委員をもって充てる。

5 部会長は部会を病院部会長は病院部会を招集し、その議長となる。

6 部会長又は病院部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長又は病院部会長が指名する当該部会員が部会長又は病院部会長の職務を代行する。

7 第2項に規定する者のほか、部会長及び病院部会長が必要と認める者を当該部会員とすることができる。

（事務）

第8条 委員会及び部会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

2 病院部会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成16年規程第104号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第75号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第50号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第43号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第84号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第30号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。